明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二〇一～二〇三、二〇六、二〇七）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二〇四）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二〇五）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二〇八～二一四）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二一五～二一七）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四四二、一四四三）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責関係　四
特殊法人等　国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　四
地方公共団体　行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他　会社決算公告　四

告示

○財務省告示第二百一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年六月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆九千五百四十四億七千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百五十五億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　三兆九千五百七十億九千七百六十五万二千九百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百五十七億六千二百六十一万二千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年六月六日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円六銭三厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円六銭六厘四毛